

物件等調査業務費積算基準

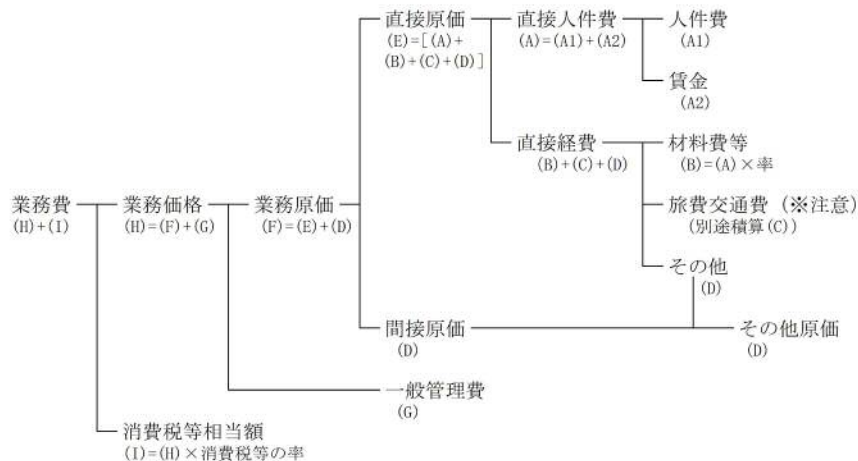
令和4年 4月 1日改正

第1 適用範囲

- この物件等調査業務費積算基準（以下「用地積算基準」という。）は、鹿児島県の所掌する公共事業に必要な土地等の取得等に伴う建物、工作物等（以下「建物等」という。）の調査、補償額の算定等並びに土地等の取得に係る業務（以下「用地調査等」という。）を別途定める用地調査等業務共通仕様書によって、請負又は委託に付す場合の予定価格（以下「業務費」という。）を積算するときに適用する。
- 用地調査等の業務範囲は、次のとおりとする。
  - 第4 共通
  - 第5 権利調査
  - 第6 建物等の調査
  - 第7 営業その他の調査
  - 第8 予備調査
  - 第9 移転工法案の検討
  - 第10 事業認定申請図書等の作成
  - 第11 再算定業務
  - 第12 土地評価
  - 第13 補償説明、相続説明
  - 第14 多数共有地
  - 第15 用地交渉等
  - 第16 消費税等調査
- 土地の測量調査（用地測量）については、県土木部が公表する「設計業務等標準積算基準書」によるものとする。
- この用地積算基準により難い特殊なものについては、別途該当する資料等を準用して行うことができるものとする。

第2 業務費の構成

この用地積算基準による業務費の構成は、原則として、次によるものとする。



物件等調査業務費積算基準

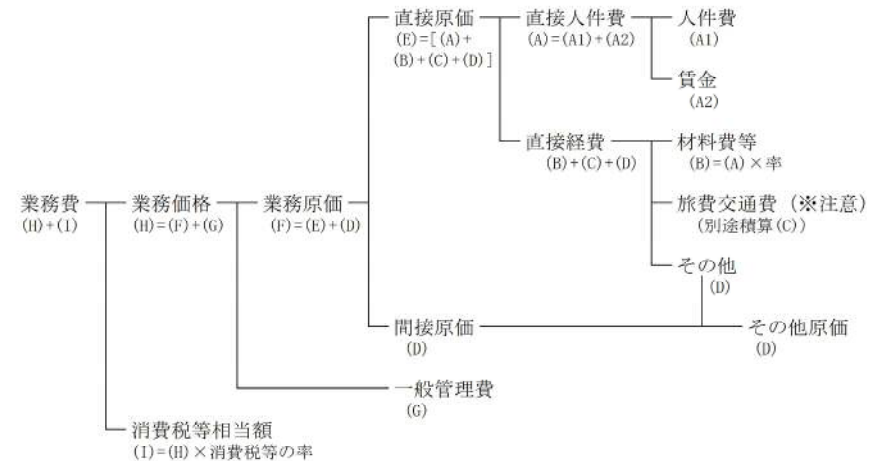
令和3年 4月 1日改正

第1 適用範囲

- この物件等調査業務費積算基準（以下「用地積算基準」という。）は、鹿児島県の所掌する公共事業に必要な土地等の取得等に伴う建物、工作物等（以下「建物等」という。）の調査、補償額の算定等並びに土地等の取得に係る業務（以下「用地調査等」という。）を別途定める用地調査等業務共通仕様書によって、請負又は委託に付す場合の予定価格（以下「業務費」という。）を積算するときに適用する。
- 用地調査等の業務範囲は、次のとおりとする。
  - 第4 共通
  - 第5 権利調査
  - 第6 建物等の調査
  - 第7 営業その他の調査
  - 第8 予備調査
  - 第9 移転工法案の検討
  - 第10 事業認定申請図書等の作成
  - 第11 再算定業務
  - 第12 土地評価
  - 第13 補償説明、相続説明
  - 第14 多数共有地
  - 第15 用地交渉等
  - 第16 消費税等調査
- 土地の測量調査（用地測量）については、県土木部が公表する「設計業務等標準積算基準書」によるものとする。
- この用地積算基準により難い特殊なものについては、別途該当する資料等を準用して行うことができるものとする。

第2 業務費の構成

この用地積算基準による業務費の構成は、原則として、次によるものとする。



## 第3 業務費の内容及び積算

## 1 直接原価

直接原価は、直接人件費及び直接経費に区分して積算するものとし、積算の方法等は次によるものとする。

## (1) 直接人件費

## イ 人件費

人件費は、用地調査等業務に従事する技術者の人件費で、その基準日額は、土木部長が別に定める当該年度における「公共事業設計単価表（設計業務委託基準日額）」によるものとする。

ただし、これによりがたい特別の事情がある場合には、その理由を明確にして、別途の基準単価を使用することができるものとする。

## ロ 賃金

賃金は、用地調査等を実施するに当たって、掘削、樹木の伐採、保安要員等が特に必要と認められる場合に計上するものとし、その基準単価は、「公共工事設計労務単価」の普通作業員の単価によるものとする。

## ハ 補正率の取扱い

各区分における単位当たりの直接人件費積算のための補正率を算定する場合の取扱いは、原則として次に例示する方法によるものとする。この場合の計上人員（歩掛り）は、小数点以下第3位を切捨てとする。

なお、規定された規模補正を超える場合又は難易補正により難い場合においては、見積を徴収するものとする。

（例示）木造建物A（表6-5）の場合

職 種	(基準値) 規 模 70㎡以上 130㎡未満	補 正 率	(補正值) 規 模 200㎡以上 300㎡未満
技師 A	0.68人	1.80	1.22人
技師 B	2.08人	1.80	3.74人
技師 C	1.42人	1.80	2.55人
技師 D	0.13人	1.80	0.23人

注 補正率は、表6-6で定める率である。

## 第3 業務費の内容及び積算

## 1 直接原価

直接原価は、直接人件費及び直接経費に区分して積算するものとし、積算の方法等は次によるものとする。

## (1) 直接人件費

## イ 人件費

人件費は、用地調査等業務に従事する技術者の人件費で、その基準日額は、土木部長が別に定める当該年度における「公共事業設計単価表（設計業務委託基準日額）」によるものとする。

ただし、これによりがたい特別の事情がある場合には、その理由を明確にして、別途の基準単価を使用することができるものとする。

## ロ 賃金

賃金は、用地調査等を実施するに当たって、掘削、樹木の伐採、保安要員等が特に必要と認められる場合に計上するものとし、その基準単価は、「公共工事設計労務単価」の普通作業員の単価によるものとする。

## ハ 補正率の取扱い

各区分における単位当たりの直接人件費積算のための補正率を算定する場合の取扱いは、原則として次に例示する方法によるものとする。この場合の計上人員（歩掛り）は、小数点以下第3位を切捨てとする。

なお、規定された規模補正を超える場合又は難易補正により難い場合においては、見積を徴収するものとする。

（例示）木造建物A（表6-5）の場合

職 種	(基準値) 規 模 70㎡以上 130㎡未満	補 正 率	(補正值) 規 模 200㎡以上 300㎡未満
技師 A	0.51人	1.80	0.91人
技師 B	1.55人	1.80	2.79人
技師 C	1.10人	1.80	1.98人
技師 D	0.12人	1.80	0.21人

注 補正率は、表6-6で定める率である。

(1) 木造建物の調査及び算定

木造建物の調査及び算定を行う場合の区分は、表6-4によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-5により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業(図面等)）を70パーセントに補正するものとする。

表6-4

区 分	判 断 基 準
木 造 建 物 A	専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅(アパート)、寄宿舎、その他これらに類するもの
木 造 建 物 B	農業住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これらに類するもの
木 造 建 物 C	工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、付属家、その他これらに類するもの、ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く。

表6-5

区分	単位	規模	職種	外 業			計	備考
				調査	図面等	算 定		
木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	
			技 師A	0.42	0.13	0.13	0.68人	
			技 師B	0.42	1.18	0.48	2.08人	
			技 師C	0.42	0.63	0.37	1.42人	
			技 師D	—	—	0.13	0.13人	
木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	
			技 師A	0.47	0.14	0.15	0.76人	
			技 師B	0.47	1.40	0.32	2.19人	
			技 師C	0.47	0.94	0.38	1.79人	
			技 師D	—	—	0.13	0.13人	
木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	
			技 師A	0.29	0.09	0.13	0.51人	
			技 師B	0.29	0.60	0.35	1.24人	
			技 師C	0.29	0.54	0.38	1.21人	
			技 師D	—	—	0.10	0.10人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-6の補正率表を適用するものとする。  
 注2 本表は、石綿調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第50号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「石綿要領」という。）第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。  
 ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用。  
 ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

(1) 木造建物の調査及び算定

木造建物の調査及び算定を行う場合の区分は、表6-4によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-5により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業(図面等)）を70パーセントに補正するものとする。

表6-4

区 分	判 断 基 準
木 造 建 物 A	専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅(アパート)、寄宿舎、その他これらに類するもの
木 造 建 物 B	農業住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これらに類するもの
木 造 建 物 C	工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、付属家、その他これらに類するもの、ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く。

表6-5

区分	単位	規模	職種	外 業			計	備考
				調査	図面等	算 定		
木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	
			技 師A	0.30	0.09	0.12	0.51人	
			技 師B	0.30	0.83	0.42	1.55人	
			技 師C	0.30	0.62	0.18	1.10人	
			技 師D	—	—	0.12	0.12人	
木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	
			技 師A	0.35	0.09	0.12	0.56人	
			技 師B	0.35	1.02	0.42	1.79人	
			技 師C	0.35	0.75	0.18	1.28人	
			技 師D	—	—	0.12	0.12人	
木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	
			技 師A	0.21	0.09	0.09	0.39人	
			技 師B	0.21	0.57	0.32	1.10人	
			技 師C	0.21	0.25	0.18	0.64人	
			技 師D	—	—	0.12	0.12人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-6の補正率表を適用するものとする。  
 注2 本表は、石綿調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第50号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「石綿要領」という。）第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。  
 ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用。  
 ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

- (2) 木造特殊建物の調査及び算定  
木造特殊建物の調査及び算定の直接人件費の積算は、表6-7により行うものとする。  
ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表6-7

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考
				調査	図面等	算 定		
木造特殊建物	棟	50㎡以上	主任技師	0.70	0.47	0.22	1.39人	
			技師A	0.70	0.25	—	0.95人	
		70㎡未満	技師B	0.70	1.63	0.59	2.92人	
			技師C	—	2.10	0.46	2.56人	
			技師D	—	—	0.22	0.22人	

- 注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-8の補正率表を適用するものとする。  
注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。  
・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用。  
・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

- (2) 木造特殊建物の調査及び算定  
木造特殊建物の調査及び算定の直接人件費の積算は、表6-7により行うものとする。  
ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表6-7

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考
				調査	図面等	算 定		
木造特殊建物	棟	50㎡以上	主任技師	0.74	0.12	0.12	0.98人	
			技師A	0.74	2.43	—	3.17人	
		70㎡未満	技師B	0.74	0.54	0.81	2.09人	
			技師C	—	0.27	0.06	0.33人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	

- 注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-8の補正率表を適用するものとする。  
注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。  
・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用。  
・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

構造計算を行わない場合

表6-11

区分	単位	規模	職種	外 業			計	備考
				調査	図面等	算 定		
非木造建物A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	1.08	0.58	0.38	2.04人	用途による区分イの場合
			技師A	1.08	3.60	—	4.68人	
			技師B	1.08	0.48	1.30	2.86人	
			技師C	—	2.54	1.39	3.93人	
非木造建物B	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.83	0.49	0.33	1.65人	用途による区分イの場合
			技師A	0.83	2.76	—	3.59人	
			技師B	0.83	0.41	1.10	2.34人	
			技師C	—	1.98	0.97	2.95人	
非木造建物C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.82	0.37	0.37	1.56人	用途による区分イの場合
			技師A	0.82	2.18	—	3.00人	
			技師B	0.82	0.22	0.79	1.83人	
			技師C	—	1.90	1.00	2.90人	
非木造建物D	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	0.12	0.12人	用途による区分イの場合
			技師A	0.41	0.17	0.11	0.69人	
			技師B	0.41	1.10	0.34	1.85人	
			技師C	0.41	0.69	0.42	1.52人	
			技師D	—	—	0.18	0.18人	

構造計算を行わない場合

表6-11

区分	単位	規模	職種	外 業			計	備考
				調査	図面等	算 定		
非木造建物A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.87	0.42	0.30	1.59人	用途による区分イの場合
			技師A	0.87	1.81	—	2.68人	
			技師B	0.87	3.62	1.35	5.84人	
			技師C	—	0.27	0.39	0.66人	
非木造建物B	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.67	0.42	0.30	1.39人	用途による区分イの場合
			技師A	0.67	1.41	—	2.08人	
			技師B	0.67	2.71	1.15	4.53人	
			技師C	—	0.27	0.39	0.66人	
非木造建物C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.98	0.19	0.19	1.36人	用途による区分イの場合
			技師A	0.98	1.41	—	2.39人	
			技師B	0.98	2.97	0.81	4.76人	
			技師C	—	0.27	0.39	0.66人	
非木造建物D	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	用途による区分イの場合
			技師A	0.41	0.12	0.06	0.59人	
			技師B	0.41	1.47	0.27	2.15人	
			技師C	0.41	0.66	0.19	1.26人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	

構造計算を行う場合

表6-12

区分	単位	規模	職種	外業			計	備考
				調査	図面等	算定		
非木造建物A	棟	200㎡以上	主任技師	1.08	0.58	0.38	2.04人	用途による区分イの場合
			技師A	1.08	11.43	—	12.51人	
		技師B	1.08	0.48	1.30	2.86人		
		技師C	—	2.54	1.39	3.93人		
400㎡未満	技師D	—	—	0.23	0.23人			
	主任技師	0.83	0.49	0.33	1.65人			
非木造建物B	棟	200㎡以上	技師A	0.83	9.47	—	10.30人	
			技師B	0.83	0.41	1.10	2.34人	
		技師C	—	1.98	0.97	2.95人		
		技師D	—	—	0.21	0.21人		
400㎡未満	主任技師	0.82	0.37	0.37	1.56人			
	技師A	0.82	7.17	—	7.99人			
非木造建物C	棟	200㎡以上	技師B	0.82	0.22	0.79	1.83人	
			技師C	—	1.90	1.00	2.90人	
		400㎡未満	技師D	—	—	0.26	0.26人	
			主任技師	—	—	0.12	0.12人	
非木造建物D	棟	70㎡以上	技師A	0.41	1.52	0.11	2.04人	
			技師B	0.41	1.10	0.34	1.85人	
		130㎡未満	技師C	0.41	0.69	0.42	1.52人	
			技師D	—	—	0.18	0.18人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-13の補正率表を適用するものとする。

ただし、非木造建物Dにあっては、木造建物の表6-6の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用。
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

構造計算を行う場合

表6-12

区分	単位	規模	職種	外業			計	備考	
				調査	図面等	算定			
非木造建物A	棟	200㎡以上	主任技師	0.87	0.42	0.30	1.59人	用途による区分イの場合	
			技師A	0.87	9.64	—	10.51人		
		技師B	0.87	3.62	1.35	5.84人			
		技師C	—	0.27	0.39	0.66人			
400㎡未満	技師D	—	—	0.12	0.12人				
	主任技師	0.67	0.42	0.30	1.39人				
非木造建物B	棟	200㎡以上	技師A	0.67	8.12	—	8.79人		用途による区分イの場合
			技師B	0.67	2.71	1.15	4.53人		
		400㎡未満	技師C	—	0.27	0.39	0.66人		
			技師D	—	—	0.12	0.12人		
非木造建物C	棟	200㎡以上	主任技師	0.98	0.19	0.19	1.36人	用途による区分イの場合	
			技師A	0.98	6.40	—	7.38人		
		技師B	0.98	2.97	0.81	4.76人			
		技師C	—	0.27	0.39	0.66人			
400㎡未満	技師D	—	—	0.12	0.12人				
	主任技師	—	—	—	—				
非木造建物D	棟	70㎡以上	技師A	0.41	1.47	0.06	1.94人		用途による区分イの場合
			技師B	0.41	1.47	0.27	2.15人		
		130㎡未満	技師C	0.41	0.66	0.19	1.26人		
			技師D	—	—	0.12	0.12人		

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-13の補正率表を適用するものとする。

ただし、非木造建物Dにあっては、木造建物の表6-6の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用。
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表 6 - 1 3

建物延べ 面積	200㎡未満	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60	3.20	4.10
3,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満	15,000㎡以上 21,000㎡未満		
5.20	6.20	7.50	9.50	12.30	15.90		

## (4) 建物の見積

建物の見積とは、推定再建築費又は曳家移転料算定要領第2条第3項に係る曳家移転料を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる建物についての見積(部材等の見積を除く)の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表 6 - 13 - 1 によって行うものとする。

表 6 - 1 3 - 1

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
建物の見積	棟	主任技師	—	—	0.28	0.28人	
		技師 A	—	0.77	0.30	1.07人	

注 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

表 6 - 1 3

建物延べ 面積	200㎡未満	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60	3.20	4.10
3,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満	15,000㎡以上 21,000㎡未満		
5.20	6.20	7.50	9.50	12.30	15.90		

(新設)

## 第 1 1 再算定業務

再算定業務とは、当該年度以前に調査及び算定を行ったものについて、改めて補償額の算定を行うことをいい、調査及び算定時点から一定期間経過しているため再調査を行う必要があるもの、又は権利者より再調査の申出がありやむを得ないものと認めたものを含むものとする。

- 1 打合せ協議  
中間打合せは計上しないことを標準とするが、必要に応じて打合せ回数を計上する。
- 2 現地踏査  
現地踏査の費用内容及び取り扱い、第 6 建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 1 1 - 1 により行うものとする。

表 1 1 - 1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	権利者	—	技師 A	0.13人	
			技師 B	0.13人	

注 再調査を伴う場合にのみ計上するものとする。

- 3 再算定業務（再調査不要）  
再算定業務（再調査不要）は、原則として、補償額の算定方法の変更を行うことなく（ただし、基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴って、補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む）、当該年度の単価に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、各業務区分の歩掛りのうち、「内業（算定）」により行うものとする。  
ただし、見積徴収（部材等の見積を除く）により再算定を行う場合は、表 6 - 13 - 1、表 6 - 19、表 6 - 23 及び表 6 - 26 - 2 の「外業（調査）」と「内業（図面等・算定）」により行うものとする。  
なお、営業補償の再算定業務については、原則として「4 再調査業務」（6）及び（7）により行うものとする。  
また、当該業務を当初の物件等調査業務を請け負った業者に随意契約で発注しようとするときは、直接人件費の 70 パーセントに補正するものとする。

## 第 1 1 再算定業務

再算定業務とは、当該年度以前に調査及び算定を行ったものについて、改めて補償額の算定を行うことをいい、調査及び算定時点から一定期間経過しているため再調査を行う必要があるもの、又は権利者より再調査の申出がありやむを得ないものと認めたものを含むものとする。

- 1 打合せ協議  
中間打合せは計上しないことを標準とするが、必要に応じて打合せ回数を計上する。
- 2 現地踏査  
現地踏査の費用内容及び取り扱い、第 6 建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 1 1 - 1 により行うものとする。

表 1 1 - 1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	権利者	—	技師 A	0.13人	
			技師 B	0.13人	

注 再調査を伴う場合にのみ計上するものとする。

- 3 再算定業務（再調査不要）  
再算定業務（再調査不要）は、原則として、補償額の算定方法の変更を行うことなく（ただし、基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴って、補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む）、当該年度の単価に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、各業務区分の歩掛りのうち、「内業（算定）」により行うものとする。  
ただし、営業補償の再算定業務については、原則として、「4 再調査業務」（6）及び（7）により行うものとする。  
なお、当該業務を当初の物件等調査業務を請け負った業者に随意契約で発注しようとするときは、直接人件費の 70 パーセントに補正するものとする。



改 正 案

(別表)

設 計 数 量 表 示 単 位 一 覧 表

区分	種 別	細 別	単 位	数 位	備 考	
共通	打合せ協議		業務	1	中間打合せの回数は各区分ごとに記載の標準回数を記載のこと。	
	作業計画の策定		業務	1		
権利調査	公図等の転写		m <sup>2</sup>	100	数量が1000m <sup>2</sup> 未満の場合は数位を10m <sup>2</sup> とする。	
	地積測量図転写		m <sup>2</sup>	100		
	土地の登記記録の調査		m <sup>2</sup>	100		
	建物の登記記録の調査		戸	1		
	権利者確認調査	当初		m <sup>2</sup>	100	数量が1000m <sup>2</sup> 未満の場合は数位を10m <sup>2</sup> とする。
		追跡		人	1	
	公図等転写並記図作成			m <sup>2</sup>	100	数量が1000m <sup>2</sup> 未満の場合は数位を10m <sup>2</sup> とする。
	打合せ協議	中間打合せ		回	1	
	墓地管理者等調査			使用者	1	
	打合せ協議	中間打合せ		回	1	
建築物等の調査	打合せ協議	中間打合せ		回	1	
	現地踏査		業務	1		
	木造建物		棟	1		
	木造特殊建物		棟	1		
	非木造建物		棟	1		
	建物	見積		棟	1	
	建物等の法令適合性の調査			棟	1	
	機械設備			事業所	1	
	機械設備	見積		台	1	
	生産設備			設備	1	
	生産設備	見積		台	1	
	附帯工作物			戸	1	
	附帯工作物	工場等の敷地		箇所	1	
独立工作物			箇所	1		
独立工作物	見積		箇所	1		

現 行

(別表)

設 計 数 量 表 示 単 位 一 覧 表

区分	種 別	細 別	単 位	数 位	備 考	
共通	打合せ協議		業務	1	中間打合せの回数は各区分ごとに記載の標準回数を記載のこと。	
	作業計画の策定		業務	1		
権利調査	公図等の転写		m <sup>2</sup>	100	数量が1000m <sup>2</sup> 未満の場合は数位を10m <sup>2</sup> とする。	
	地積測量図転写		m <sup>2</sup>	100		
	土地の登記記録の調査		m <sup>2</sup>	100		
	建物の登記記録の調査		戸	1		
	権利者確認調査	当初		m <sup>2</sup>	100	数量が1000m <sup>2</sup> 未満の場合は数位を10m <sup>2</sup> とする。
		追跡		人	1	
	公図等転写並記図作成			m <sup>2</sup>	100	数量が1000m <sup>2</sup> 未満の場合は数位を10m <sup>2</sup> とする。
	打合せ協議	中間打合せ		回	1	
	墓地管理者等調査			使用者	1	
	打合せ協議	中間打合せ		回	1	
建築物等の調査	打合せ協議	中間打合せ		回	1	
	現地踏査		業務	1		
	木造建物		棟	1		
	木造特殊建物		棟	1		
	非木造建物		棟	1		
	建物等の法令適合性の調査			棟	1	
	機械設備			事業所	1	
	機械設備	見積		台	1	
	生産設備			設備	1	
	生産設備	見積		台	1	
	附帯工作物			戸	1	
	附帯工作物	工場等の敷地		箇所	1	
	独立工作物			箇所	1	
独立工作物	見積		箇所	1		
立竹木			m <sup>2</sup>	100	数量が1000m <sup>2</sup> 未満の場合は数位を10m <sup>2</sup> とする。	

改 正 案

	立竹木		m <sup>2</sup>	100	数量が1000m <sup>2</sup> 未満の場合は数位を10m <sup>2</sup> とする。
	庭園		箇 所	1	
	墳墓等		m <sup>2</sup>	1	
	建物等の残地移転要件の該当性の検討		権利者	1	
	照応建物の設計案の作成等	建物計画案の策定	案	1	
照応建物の設計案の作成		案	1		
営業その他の調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	営業		事業所	1	
	仮営業所設置	プレハブリース	事業所	1	
		賃貸物件	事業所	1	
	居住者		世 帯	1	
	動産	一般家、農家等	戸	1	
		店舗	店 舗	1	
		事務所、工場、倉庫	事業所	1	
	その他通損	仮住居有	世 帯	1	
		移転雑費	所有者	1	
	その他	仮住居有	世 帯	1	
		仮住居無	世 帯	1	
予備調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1	
	関係資料収集		権利者	1	
	企業内容等の調査		事業所	1	
	敷地使用実態の調査		事業所	1	
	駐車場等の使用実態追加調査		回	1	
	建物調査		棟	1	
	機械設備等調査		事業所	1	
	移転計画案の作成		事業所	1	
打合せ協議	中間打合せ	回	1		
現地調査		業 務	1		

現 行

	庭園		箇 所	1	
	墳墓等		m <sup>2</sup>	1	
	建物等の残地移転要件の該当性の検討		権利者	1	
	照応建物の設計案の作成等	建物計画案の策定	案	1	
		照応建物の設計案の作成	案	1	
営業その他の調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	営業		事業所	1	
	仮営業所設置	プレハブリース	事業所	1	
		賃貸物件	事業所	1	
	居住者		世 帯	1	
	動産	一般家、農家等	戸	1	
		店舗	店 舗	1	
		事務所、工場、倉庫	事業所	1	
	その他通損	仮住居有	世 帯	1	
		移転雑費	所有者	1	
	その他	仮住居有	世 帯	1	
		仮住居無	世 帯	1	
予備調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1	
	関係資料収集		権利者	1	
	企業内容等の調査		事業所	1	
	敷地使用実態の調査		事業所	1	
	駐車場等の使用実態追加調査		回	1	
	建物調査		棟	1	
	機械設備等調査		事業所	1	
	移転計画案の作成		事業所	1	
移転	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地調査		業 務	1	
	関係資料収集		権利者	1	

改 正 案

移 転 工 法 案 の 検 討	関係資料収集		権利者	1	
	企業内容等の調査		事業所	1	
	敷地 使用実態の調査		事業所	1	
	駐車場等の使用 実態追加調査		回	1	
	移転工法案の作 成		事業所	1	
	照応建物の詳細 設計等	図面作成費	枚	1	
	機械設備設計 (生産設備設計)		事業所 (設備)	1	
	機械設備設計 (生産設備設計)	見積	台	1	
事 業 認 定 申 請 図 書 の 作 成	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1	
	現地調査等		業 務	1	
	資料の収集及び 作成		業 務	1	
	調書等の作成		業 務	1	
	添付図面の作成		種 類	1	
	裁 決 申 請 図 書 の 作 成	打合せ協議	中間打合せ	回	1
現地踏査		物件有	件	1	
		物件無	件	1	
資料の整理・検討			件	1	
裁決申請書(案) 等の作成			件	1	
図面の作成		測量地表示図等	件	1	
		土地調査添付図面	筆	1	
その他参考図書 の作成			件	1	
明 渡 裁 決 申 立 図 書 の 作 成	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査	物件有	件	1	
		物件無	件	1	
	資料の整理・検 討		件	1	
	明渡裁決申立書 等(案)の作成	物件有	件	1	
	物件無	件	1		

現 行

工 法 案 の 検 討	企業内容等の調査		事業所	1	
	敷地 使用実態の調査		事業所	1	
	駐車場等の使用 実態追加調査		回	1	
	移転工法案の作 成		事業所	1	
	照応建物の詳細 設計等	図面作成費	枚	1	
	機械設備設計 (生産設備設計)		事業所 (設備)	1	
	機械設備設計 (生産設備設計)	見積	台	1	
	事 業 認 定 申 請 図 書 の 作 成	打合せ協議	中間打合せ	回	1
現地踏査			業 務	1	
現地調査等			業 務	1	
資料の収集及び 作成			業 務	1	
調書等の作成			業 務	1	
添付図面の作成			種 類	1	
裁 決 申 請 図 書 の 作 成	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査	物件有	件	1	
		物件無	件	1	
	資料の整理・検討		件	1	
	裁決申請書(案) 等の作成		件	1	
	図面の作成	測量地表示図等	件	1	
		土地調査添付図面	筆	1	
	その他参考図書 の作成		件	1	
明 渡 裁 決 申 立 図 書 の 作 成	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査	物件有	件	1	
		物件無	件	1	
	資料の整理・検 討		件	1	
	明渡裁決申立書 等(案)の作成	物件有	件	1	
物件無		件	1		
図面の作成		件	1		

改 正 案

成		物件無	件	1	
	図面の作成		件	1	
	その他参考図書の作成		件	1	
再算定業務	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		権利者	1	
	営業(再調査・再算定)		事業所	1	
	仮営業所設置(再調査・再算定)	プレハブリース	事業所	1	
		賃貸物件	事業所	1	
土地評価	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	地域区分及び標準地選定		業務	1	
	標準地価格の算定		標準地	1	
	取得地比準調査		画地	1	
	残地補償金算定		画地	1	
	調整価格算定		業務	1	
補償説明	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	概況ヒアリング等	補償説明等A	権利者	1	
		補償説明等B	権利者	1	
	説明資料等の作成	補償説明等A	権利者	1	
		補償説明等B	権利者	1	
	補償説明	補償説明等A	権利者	1	
		補償説明等B	権利者	1	
相続説明	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	概況ヒアリング	相続説明等	権利者	1	
	説明資料等の作成	相続説明等	権利者	1	
	相続説明	相続説明等	権利者	1	

現 行

	その他参考図書の作成		件	1	
再算定業務	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		権利者	1	
	営業(再調査・再算定)		事業所	1	
		仮営業所設置(再調査・再算定)	プレハブリース	事業所	1
		賃貸物件	事業所	1	
土地評価	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	地域区分及び標準地選定		業務	1	
	標準地価格の算定		標準地	1	
	取得地比準調査		画地	1	
	残地補償金算定		画地	1	
	調整価格算定		業務	1	
補償説明	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	概況ヒアリング等	補償説明等A	権利者	1	
		補償説明等B	権利者	1	
	説明資料等の作成	補償説明等A	権利者	1	
		補償説明等B	権利者	1	
	補償説明	補償説明等A	権利者	1	
		補償説明等B	権利者	1	
相続説明	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	概況ヒアリング	相続説明等	権利者	1	
	説明資料等の作成	相続説明等	権利者	1	
	相続説明	相続説明等	権利者	1	

## 改 正 案

多数共有地	準備打合せ等		業務	1	
	説明資料の作成等		権利者	1	
	補償説明等(近隣)		権利者	1	
	補償説明等(電話等)		権利者	1	
	補償説明等(遠隔地)		権利者	1	
用地	打合せ協議		業務	1	
	業務計画の策定		業務	1	
	現地踏査		業務	1	
	概況ヒアリング等	区分A	権利者	1	
		区分B	権利者	1	
	権利関係者の特定		権利者	1	
	補償額算定書の照合	第15に定める区分	第15に定める単位	1	
用地交渉用資料の作成等	区分A	権利者	1		
	区分B	権利者	1		
用地交渉等	用地交渉	区分A-1	権利者	1	
		区分A-2	権利者	1	
		区分A-3	権利者	1	
	区分B-1	権利者	1		
		区分B-2	権利者	1	
		区分B-3	権利者	1	
関係機関との連絡・調整		関係機関	1		
消費税等調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	消費税等調査	営業調査有	事業者	1	
		営業調査無	事業者	1	

## 現 行

多数共有地	準備打合せ等		業務	1	
	説明資料の作成等		権利者	1	
	補償説明等(近隣)		権利者	1	
	補償説明等(電話等)		権利者	1	
	補償説明等(遠隔地)		権利者	1	
用地	打合せ協議		業務	1	
	業務計画の策定		業務	1	
	現地踏査		業務	1	
	概況ヒアリング等	区分A	権利者	1	
		区分B	権利者	1	
	権利関係者の特定		権利者	1	
	補償額算定書の照合	第15に定める区分	第15に定める単位	1	
用地交渉用資料の作成等	区分A	権利者	1		
	区分B	権利者	1		
用地交渉等	用地交渉	区分A-1	権利者	1	
		区分A-2	権利者	1	
		区分A-3	権利者	1	
	区分B-1	権利者	1		
		区分B-2	権利者	1	
		区分B-3	権利者	1	
関係機関との連絡・調整		関係機関	1		
消費税等調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	消費税等調査	営業調査有	事業者	1	
		営業調査無	事業者	1	